



令和5年1月10日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和5年度組織機構改革について

市では、令和5年4月1日から、次のとおり組織機構改革を実施します。

今回の改革は、昨年度より2か年をかけて段階的な組織機構改革を進める中で、これまで以上に市民の信頼に応えることができるよう、財政運営機能の強化など、本市の行政運営の適正な執行と合理化を進めることを目的とするものです。

1 主な組織機構改革の内容

- ・財務部の新設〔部〕（P 3、4 参照）
- ・元気なとよかわ発信課の新設〔課〕（P 5 参照）
- ・福祉課を地域福祉課と障害福祉課の2課に分割〔課〕（P 7 参照）
- ・市街地整備課の新設〔課〕（P 8、9 参照）

2 組織の状況

令和5年4月1日時点 14部51課110係4支所（市民病院は除く。）
（1部3課3係増加、1室減少）

【お問合せ先】

豊川市役所 総務部 行政課 山口・鈴木

TEL:0533-89-2123 Eメール: gyosei@city.toyokawa.lg.jp

1 令和5年度 組織機構改革等の概要

区分	No.	件 名	備考
部	1	財務部を新設し、企画部、総務部、財務部の3部体制で、所属する課を再編	1部増
課	2	元気なとよかわ発信課を新設し、担当制を導入	1課増
	3	人事課を総務部へ移管	増減なし
	4	財政課、財産管理課、市民税課、収納課、資産税課を財務部へ移管	増減なし
	5	福祉課を地域福祉課と障害福祉課の2課に分割	1課増
	6	人権交通防犯課公共交通係を市街地整備課へ移管することに伴い、人権交通防犯課を人権生活安全課に名称変更	増減なし
	7	八幡駅周辺地区まちづくり推進室を廃し、市街地整備課を新設	1室減 1課増
係	8	商工観光課統計係を総務部行政課へ移管	増減なし
	9	福祉課福祉総務係を地域福祉課福祉政策係に名称変更	増減なし
	10	人権交通防犯課公共交通係を市街地整備課へ移管し、都市交通係に名称変更	増減なし
	11	人権交通防犯課交通防犯係を人権生活安全課交通安全防犯係に名称変更	増減なし
	12	商工観光課に産業振興係を新設	1係増
	13	道路河川管理課に巡視修繕係を新設	1係増
	14	建築課住宅係を住宅政策係に名称変更	増減なし
	15	都市計画課市街地整備係を市街地整備課に移管	増減なし
	16	市街地整備課に業務係、整備係を新設	1係増※

※2係新設となるが、八幡駅周辺地区まちづくり推進室と、都市計画課市街地整備係の移管により再編されるため、1係増となる。

(5) 市街地整備課の新設、都市計画課の市街地整備係と人権交通防犯課の公共交通係を移管

組織機構改革等の概要 No.7・10・15・16 関係

ア 概要及び方針

都市整備部に新設する市街地整備課では、都市整備部八幡駅周辺地区まちづくり推進室が行ってきた事業を継承し、基盤整備及び地元調整業務を実施しつつ、八幡駅周辺地区のまちづくりの総括を行います。

また、都市整備部都市計画課市街地整備係が所管している「愛知御津駅周辺まちづくり整備事業」、「パーク・アンド・ライドの推進（公共駐車場整備事業）」及び「無電柱化推進事業」といった市長マニフェスト事業や、現在推進中の業務を市街地整備課に移管することで、市街地整備をひとつの課で所管し、事業を推進します。

あわせて、市民部人権交通防犯課の公共交通係を市街地整備課に移管し、都市交通係と名称を変更します。そして、拠点駅周辺などのインフラ整備と、都市交通などのソフト事業などを一体的に推進する市街地整備が可能な体制とします。なお、人権交通防犯課交通防犯係が所管する公共自転車駐車場に関する事務は、市街地整備課に移管します。

これにより、市街地整備課には、業務係、整備係、都市交通係を組織として位置づけます。

イ 改正の概要図

(6)の変更とあわせて9ページに掲載

(6) 人権交通防犯課の名称を変更、交通防犯係の名称を変更

組織機構改革等の概要 No.6・10・11 関係

ア 概要及び方針

市民部人権交通防犯課の公共交通係は、都市整備部市街地整備課に移管し、都市交通係と名称を変更します。これに伴い、人権交通防犯課は名称を人権生活安全課と変更します。交通安全啓発を引き続き担う交通防犯係は、交通安全防犯係と変更し、市民に分かりやすい名称とします。また、交通防犯係が所管する公共自転車駐車場に関する事務は、市街地整備課に移管します。

なお、産業環境部商工観光課の統計係が所管する消費生活関係団体との連絡調整に関する事務は、人権生活安全課人権推進係へ移管します。

イ 改正の概要図

